

經濟論叢

第124卷 第1・2号

- フランスの貴族商業論のひとつま(下)……………木崎喜代治 1
- Currency Board System 生成の論理,
1893-1917年(下)……………本山美彦 25
- マルクスの欲望論……………神谷明 46
- 「科学的管理」批判と効率・人格・民主主義…陶山計介 68
- 資金問題と利潤率決定……………山下清 87

経済学会記事

昭和54年7・8月

京都大學經濟學會

Currency Board System 生成の論理,

1893—1917 年 (下)

—セイロンを事例として—

本 山 美 彦

目 次

はじめに	
I 植民地幣制の性格	
II 輸出の拡大と通貨供給	以上 (上)
III 政府紙幣制度の特徴	
IV ルビー銀貨の廃貨か金本位制か	以上 (中)
V 銀価反騰と通貨不足	
VI 幣制の修正と為替本位制への途	
おわりに	以上 (下)

V 銀価反騰と通貨不足

顧みるに、経済の拡大に必要な通貨が十分に供給される保証があつてのみ、通貨の信認と鑄貨兌換の裏付けとは同義の関係にあると言えるにすぎないようだ。通貨不足の不安がなく、地金が将来にもわたって十分に供給される展望の中では、価値保証が最大の関心事となることも当然のことであろう。しかし、幣制史を長いタイム・スパンで見れば、流動性の豊富な供給がある局面と、経済の拡大衝動にもかかわらず流動性がとにかく枯渇するという局面とが交互に現れていたことにわれわれは気づくであろう。すなわち、通貨価値の安定と流動性の量との間には、しばしば二律背反的な側面がしばしば立ち現れてきたのである。

南インドで生じた事態は上記の問題をもっとも典型的な形で照射するもので

あろう。世界的銀価下落の進行した1870年代は、銀がこの地へ大量に流入した時代ではあったが、皮肉なことに鑄貨量の増大にもかかわらず、金融供与は価値不安定のゆえに減少気味であったし、価値回復政策がまた金融の逼迫を招いた、という経験をわれわれは南インドに見るのである。たとえ銀鑄貨が豊富に見込まれる場合ですら、後進的経済の世界市場向け活動の担い手たちはロンドン市場との結びつきを欲していたのであり、イギリス資本の継続的流入がないかぎり、輸出経済は金融の逼迫を招くという構造にあったのである。これは、国内の豊富な銀がストレートには輸出部門にまわらない構造であったことを示すものである。国内金融と国際金融とが完全に切断されておれば、問題は比較的簡単なものであったろう。スターリング→インド省手形→国内通貨→貿易金融という対外経済活動が、ひとまず国内通貨という関門をくぐりぬけねばならなかったという事態の中に、問題が発生する余地はあったのである。スターリング→植民地貿易金融という最終局面の中に、スターリング→インド省手形、インド省手形→国内通貨という本来成立基盤の異なる2つの連鎖が内包されている形態、すなわち、国際通貨と国内通貨との結びつき方の特殊な型が、植民地幣制を先進国のそれとは著しく異なったものに仕立て上げたと思われるべきである。したがって、ヨーロッパが金をもちたいがために、アジアに銀をもたしめた、というおそろしく単純な議論にわれわれはとどまっているべきではないのである¹⁾。

国内通貨、とくに銀鑄貨は植民地経済の輸出入部門の要請通りには動いてくれない。とは言うものの、輸出部門を担う宗主国資本と言えども、国内鑄貨の動きを全く無視してその部門に流入し続けることは不可能である。この局面の

1) たとえば、この単純な例を西欧が不用になった銀をインドに流し、その地のインフレを起こすと同時に自国のインフレを阻止したという理解に見ることができる。「インドはこの直前の時期（注—1890年以前）に同様の（注—イギリスにとっての対外決済機構の要）重要な役割をはたした。大量の銀を吸収して世界インフレの波をもろに蒙ったのである。ヨーロッパ市場はさもなくば銀で溢れたであろう。……銀はイギリスの手によりインドにおしつけられたのである」(Marcello de Cecco, *Money and Empire, The International Gold Standard, 1890-1914*, Basil Blackwell, 1974, p. 62)。

分析を素通りしてはたして植民地幣制は語られるだろうか。われわれがこだわるのはまさにこの1点である。

確かに完成された為替本位制は従属的性格を刻印されたものである。しかし、単にこの事実を指摘することによってわれわれはどれほどの内容を歴史的に知ることができるのだろうか。これだけなら、帝国主義はかくかくのごとく支配欲むき出しであった、植民地はかくかくのごとく宗主国に従属することになった、という支配—従属の側面についての確認がまた1つつけ加えられるだけになってしまうほかはない。むしろ問われるべきは、支配がなぜこの制度の導入によってでしか可能ではなかったのか、という点であろう。

つまり、われわれは帝国主義の最大のメルクマールに資本輸出を置いているが、宗主国内部の過剰資本が植民地にそのまま移転されるということを余にも当然視しすぎてはいないだろうか。宗主国通貨が植民地の現地通貨に転換されることはそれほど容易であったのだろうか。要するに転換のメカニズムの設定は、宗主国の思惑通りに可能だったのか、問題をこの出発点にもどして立てて見ると、意外にもわれわれはその局面の理解を素通りしてきたことに気づくのである。

少なくとも後進地域と宗主国とを幣制的に区別するものは、前者がなお強く地金の呪縛下であり、後者がすでに対外決済手段ですら信用貨幣で地金の代位ができる状態にあった、という局面の決定的な差異である。前者は金銀比価の絶えざる変動に悩まされながらも、対外決済はおろか日常取り引き通貨ですら鑄貨形態依存から脱却できないでいた。銀価下落という状況下では、この鑄貨すら削減されて、日常取り引き通貨の確保に困難を覚えるという局面がこれに加わっていた。

このような環境のもとで、宗主国の資本輸出は、はたして意図通りにトランスファーすることができたのであろうか。まず第1に、移転したい自国の資本のすべてを地金に転換できるという保証は完全なものではなかった。地金の十分な確保とは、地金供給国に対する国際収支が十分に有利であることを条件と

するし、取得した海外資産（たとえば銀建て）およびその収益が本国通貨建てに換算した場合に差損を生じないことを条件とする。このような条件は、完全に世界経済における本国の地位に依存するものであり、個別資本の個別的営為の手に余るものである。第2の困難性は、地金形態であれ、自国通貨であれ、自国の過剰資本の最初の転化物をさらに現地通貨に転化できるかどうかの保証もまたない、という状況が発生することである。この保証がなくなると、資本輸出は量的にも行き詰まってしまう²⁾。われわれは、この象徴的な事例を第1次大戦前後のインドとセイロンに見出すのである。

第1次大戦段階になると、セイロンの通貨供給は、実質的には2つの要因に規定されていた。1つは植民地銀行がどの程度のルピー債権をインドに保有することができるかであり、2つは、the Bank of Madras がどの程度ルピー銀貨をセイロンにもち込むことができるかということであった。すなわち、この頃になると Board に銀貨を提示して紙幣を引き出す機能を実質的に担っていたのは the Bank of Madras のみになり、植民地銀行のスターリング建て輸出手形買い取りに必要な紙幣は、すべて the Bank of Madras を通じて調達していたのである (Gunasekera, *ibid.*, p. 80 参照)。つまり、植民地銀行はセイロン—イギリス間の貿易金融に主として携わり、輸出品を担保にスターリング建て輸出手形を買いとっていたが、セイロンの対イギリス貿易がセイロン側の圧倒的出超であったことから常にスターリング債権をセイロン通貨に転換したがっていた。すなわち、植民地銀行にとってのセイロン通貨需要とはセイロンで発行されるスターリング手形買い取り意欲のことに他ならなかったのである。他方、the Bank of Madras はインド—セイロン間の貿易に携わっていたが、この貿易は逆にセイロン側の圧倒的入超であった。このため the Bank

2) Indian Currency Committee 1898, Report, p. 17 の G. Van Hoff 証言は、インドやセイロンにおいて銀貨調達ができなくなったことの悲鳴であるし、Report of Committee……to Enquire into Indian Exchange and Currency 1919, para. 21 もいかにすれば植民地銀行に輸出手形を買わせるようにさせることができるのか、どうすればイギリスの資金をインド、セイロンに導入することができるのかを問題としたものである。

of Madras のもとにはインド向け送金為替の需要とか、インド側からのルピー取り立て依頼が集中して、この銀行はセイロンで集めたルピー銀貨をインドに送金したがっていた。ここに植民地銀行と the Bank of Madras との間で為替の Clearing が行なわれる必然性はあった。the Bank of Madras はセイロンで取得したルピー銀貨をインドに輸送する代わりに、Board にそれを提示してセイロン紙幣を取得する。この紙幣を植民地銀行がインドで保有しているルピー債権を対価に植民地銀行の手に移しさえすれば、植民地銀行がルピー銀貨をセイロンにもち込み、the Bank of Madras がルピーをインドに輸送するという無駄は避けられる理屈となる。ルピー銀貨の2種の流れはこのようにして相殺されるが、もしも植民地銀行のルピー需要の方がインドへの送金需要よりも大きいときには、the Bank of Madras はルピー銀貨をセイロンにもち込むであろうし、逆にインドへの送金需要に比して植民地銀行のスターリング手形買い取り意欲(したがってルピー需要)の方が小さいときには、the Bank of Madras は紙幣を Board に提示してルピー銀貨を引き出してインドに送金することになる。いずれにせよ、セイロンの通貨供給とはこの2種の要因によって規定されていたものである。植民地銀行がセイロンの輸出手形買い取り意欲に応じうるルピー債権をインドに保有しておくことができるかどうか、その2つの要因のさらに基底にある条件であった³⁾。

植民地銀行がインドにルピー債権を保有しておく方法は第1次大戦前後期には主なものとして2種あったと思える。1つはインドの輸入手形を買う方法である。が、インドが圧倒的な出超国であったところから、植民地銀行は充分の資金をインドにトランスファーすることができなかった。第2の方法は、これ

3) 海峽植民地の金為替本位制にしても(1903から摸索がはじまる)、南アメリカ諸国のそれにしても、準備はスターリングに限定されていたのであるが、セイロンのみがインド・ルピーを準備とする為替本位制への道を摸索するようになる(スターリングを準備としたインドの金為替本位制と結びつくことによって、スターリング-セイロン・ルピーとの関係は間接的となる)という差異が生じたのは、the Bank of Madras の機能がセイロンに完全にビルト・インされていたからであると思える。J. O. Anthonisz, *Currency Reform in the Straits Settlements*, 1915; E. W. Kemmerer, *Modern Currency Reforms*, 1916, 等の代表的叙述にすら、この差異は無視されている。

よりも一般的なもので、インド省がロンドンで発売するインド省手形を購入することによってルピー債権をインドに保有することであった。後者の機能がスムーズに進行するためには、1つには資金をロンドンにトランスファーさせるインド政府の必要度の大きさと、2つにはインドの通貨当局がインド側の鑄貨（ソヴリン貨、ハーフ・ソヴリン貨、ルピー銀貨）にどの程度対応することができるかという点にかかっていたと言える。

銀価下落に伴うルピーの対外相場が急速に下落したことによって、インド通貨当局がルピー銀貨流通高の縮小政策を採ることになったのが1893-1900年にかけてであり、その余波を受けてセイロンの通貨発行の伸びが貿易の拡大にもかかわらず減少したことは、第Ⅲ節で検討したとおりである。植民地銀行に信用を与えるための様々の措置をこの危機時に Board が採用し、このことが後の為替本位制導入の既成事実となったことについてもわれわれはすでに示唆してきた。

しかし、第1次大戦段階になると、銀貨削減策ではなく、これとはまったく正反対の事情によって銀貨が払底する局面を迎えてしまう。必要量に対する相対的な銀貨不足という点では同じことであるが、急激な外貨流入に対応するインド国内通貨の絶対的不足という局面を迎えたことがそれである。すなわち、戦争遂行政策の必要上、イギリスはアジア、アフリカ、中近東において膨大な軍事支出を行わなければならなかったが、このことがインドから Home Charges という形で年々莫大なスターリング債務が支払われていた戦前とはまったく状況を逆転させ、今度はイギリス側がインドに対して莫大な支払いを年々しなければならなくなったのである。戦争に伴う全般的な銀不足、およびロンドン金市場の崩壊という局面とあいまって、インドにおけるルピー銀貨需要は異常に高まりルピー調達の手段であるインド省手形がロンドンで競って求められるという状況が生じたのである。この需要のすべてに応じることは、インド自身の発券制度が発換不能となって根底から崩壊する危機にさらされるという認識が通貨当局の間に浸透するほど、銀不足の度合いは日々深刻化する^{*)}。

ここにインド大臣は1916年12月、インド省手形の発売を極端に削減することになる。加えて、この時期にはメキシコが銀の採掘を放棄した状況も出現して、ロンドン市場における銀価格の急騰現象が生じることになった。1915年には標準銀1オンス当たり27d. と銀下落開始以来の最高値に達し、1916年12月に37d., 1917年8月には43d. と棒上げとなり、ついにルピー銀価の名目価値を地金価値が越える事態となる⁵⁾。この状況下では、インド通貨当局が1ルピー当たり1s. 4d. という公定価格でルピー発行を行なうことは損失を惹き起こすので、通貨当局はこのレートにおけるインド省手形の発売を中止せざるをえなかった。他方、インド人民も実質価値以下に名目価値が落ちてしまったルピー銀貨を競って鋳潰すようになる。実際、インド省手形の発売があっても、そのレートは1917年8月には1s. 4d. から1s. 5d. に引き上げられ、1918年12月には1s. 6d. にまで達したのである⁶⁾。インド省手形の発売額も1913-14年時のRs. 3120万から1914-15年時にはRs. 720万へと急速な縮小を示した⁷⁾、インドへの銀輸入も当時の為替相場で評価しなおせば、1912-13年から1915-16年にかけて大幅な低下をきたしている(表4・12, 参照)。

4) この時期のインドは膨大な出超を計上し、銀地金を現送するという過去の決済手段ではヨーロッパ自体の地金市場の崩壊のゆえにインドに対する決済ができないという事態にイギリスは直面する。インド省手形が競って求められたのはこのためである。しかし、インド政府自体も国内に於て銀が払底していた(1914-19年の間の軍事費支弁額2億4,000万、およびルピー銀貨の鋳潰しなど)ことから、発売されたインド省手形の兌換に應じる能力を失っていたのである。ジャッタール、ベリ『印度の通貨と為替』、東亜研究所、1930年、(Indian Economics, Vol. 2, Chap. 7 & 8, の訳) 85, 91ページ、参照。

5) 1917年9月に、アメリカ、イギリス、カナダが救援に乗り出し(銀輸出価格の統制)、なんと41-49d. に保ちえたが、1919年5月にはアメリカとイギリスがこの施策を放棄して銀は再度高騰状態となる。この月、相場は58d. 12月に78d. 1920年2月が最高点で98d. となる。ジャッタール、ベリ、前掲書、89-90ページ、参照。

6) ジャッタール、ベリ、前掲書、91ページ、参照。さらにインド大臣は、ルピーの対スターリング相場を1917年8月に1s. 5d. に引上げ、その後、銀のスターリング建て価格の上昇とともに、ルピー相場を引上げる政策をとり、1918年4月に1s. 6d., 1919年8月に1s. 10d., 1919年に9月2s., 1919年12月に2s. 4d., と一貫して為替相場を上げて行った。これは、1873年以前の状態に(すなわち銀本位制)逆戻りしたことを意味する。Vakil & Maranjan, *Currency and Prices in India*, p. 112, 参照。

7) Committee to Enquire into Indian Exchange and Currency, 1919: Minutes of Evidence, Vol. II; Appendix, p. 8, 参照。

表4・12 インドへの銀流入 (1912—16年) (単位100万)

年	オンス (標準銀)	Rs.
1912—13	107.2	205.4
1913—14	79.8	152.1
1914—15	64.2	110.0
1915—16	39.8	66.7

(出所) Gunasekera, *op. cit.*, p. 150, f. n. 57 より引用。

当然のことながら、この事態は2つの根拠から植民地銀行のスターリング建て輸出手形の買い取り意欲を減退させてしまった。1つにはルピーの対スターリング相場の高騰とともに、積極的なスターリング建て手形の買い取りは、充分のカバーをとれぬかぎりそのまま為替差損を蒙ることになったからである。セイロンのように圧倒的な対ヨーロッパ出超構造をもつ経済にあっては、スターリング債務の取得によるカバーがとれず、しかもルピー相場の上昇傾向が続くかぎり、輸出手形の買い取りを銀行が手控えることになる。さらに2つは、そもそも手形買い取り手段であるルピー銀貨の調達可能性がインド省手形の発売額の削減により著しく小さくなったことがあげられる。このような、スターリングをルピーに転換する植民地銀行の意欲と能力との減退がセイロンの通貨事情に深刻な打撃を与えたことは言うまでもない。実際に、輸出が大幅に増大したまさにその局面で通貨供給の減少をきたしたのである。たとえば、1914年から1915年にかけて輸出は Rs. 2億1,830万から Rs. 2億7,340万へと急増したのに、月平均紙幣発行残高は Rs. 2,765万から Rs. 2,695万へと縮小している⁸⁾。図4・2はこれを図示したものであるが、1914年から1916年の3月頃まで通貨量は確実に低下し続けていることがここから明瞭に読みとれるであろう。

1914—1916年3月の期間には輸出と通貨供給との間の緊密な関係に乖離が生じたという局面の出現だけにとどまらず、輸出経済そのものの崩壊の危機にセ

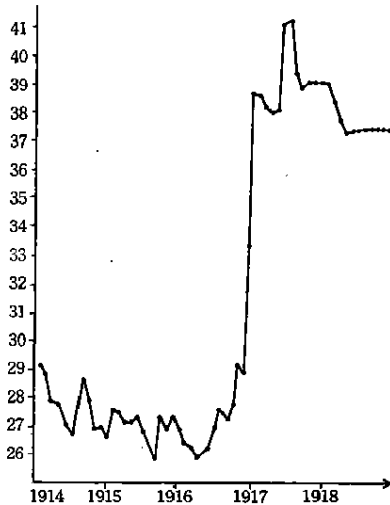
8) Ceylon Blue Books: Monthly Statements of the Commissioners of Currency; Gunasekera, *op. cit.*, p. 149, 参照。この事態は日常取り引き通貨を供与する役割を担っていた Chetties に対する植民地銀行の貸出しを極端に縮小させ、国内金融は深刻な逼迫状態になる。Ceylon Observer, 1 Sept. 1914, 参照。

イロンは直面していたのである。銀行が輸出手形を買い取れなかったからである。事態はこのまま放置されるわけにはいかなかった。ここに、1916年から1918年にかけて矢継ぎ早やの救済策が打ち出されることになる。そしてわれわれの論点にとって重要なことは、この緊急避難的な救済策が既成事実となって、大戦間の本格的な為替本位制の地ならしの役割をはたすことになったという事情である。

一時的な救済策がまずインド大臣から出された。1916年2月にインド政府は1億1,000万オンスの標準銀を輸入して、ルピー銀貨供給を増やす措置を採ったのである。1916年のインドの銀輸入はこの政府輸入を含めて1億1,700万オンスに達した⁹⁾。この政策の好影響は

すぐにセイロンに波及し、1916年3月以降のルピー銀貨輸入は増大し、通貨供給も急上昇した。これは図4・2においても示されている。しかし、インド側の緊急措置による恩恵もやはり短命に終わってしまった。この年の末にインド政府は再びインド省手形の発売を縮小させたからである。さらに、戦時下による船舶不足によるインドからの輸入の減少がこれに加わって、植民地銀行はインドの輸入手形の取得を通じるルピー債権をインド側に保有することによ

図4・2 紙幣発行残高, 1914—18年
(単位, 100万)



(出所) Gunasekera, *ibid.*, p. 151.

9) さらに、個人買入れとの競合をなくすため、1917年9月以降個人勘定による銀輸入を禁止した。また、1918年にアメリカと交渉した結果、アメリカではピットマン条令が通過し、インド政府はアメリカの貯蔵純銀2億オンスを1オンス101.5セントの価格で買い入れた。しかし、この措置は、インドに金本位制を導入するという委員会の示した方向から大きくそれてしまったことを意味する。政府の損失は銀価格維持のために設立された金準備から支弁されず、ルピー貨の使用者に転嫁されたからである。ジャタール、ベリ、前掲書、92-94ページ、参照。

たび困難さを覚えることになった。すなわち、スターリングをルピーに転換する為替操作が絶望的に不可能となってしまったのである。ちなみに、この期間のセイロンの対インド輸入額を示せば、1913年の Rs. 1億8,610万から1914年には Rs. 1億7,230万となり、1915年には Rs. 1億6,360万へと下落していた¹⁰⁾。いずれにせよ、植民地銀行がセイロンで通貨を調達するルートは、インドにあるルピー債権を the Bank of Madras に売ることであつたし、このルピー債権の取得自体がセイロンで取得したスターリング手形の収益によるものであつた。ところが、インド省手形の発売が減少することは、植民地銀行がスターリング手形をインドのルピー債権に転換することを不可能にさせたし、したがつてまた、the Bank of Madras がルピー銀貨をセイロンにもち込むことも困難とさせてしまったのである(インドからの輸入減少が大いに原因している)。スターリングはセイロンにおいて事実上不換化してしまつた¹¹⁾。事態はなにも解決していなかつたのである。問題の所在は明らかだつた。セイロンの輸出の拡大に必要な通貨の供給をインドからのルピー銀貨調達力に依存するという態勢が崩壊したのである。これはまた、植民地銀行の能力の限界が露呈したことを意味するものであつた。新しい態勢への模索はすでに必然的な流れだつた。

VI 幣制の修正と為替本位制への途

セイロン政府としては、手をこまぬいて静観するわけにはいかなかつた。Rs. 150万のルピー銀貨を植民地銀行に委託して Treasury bills の購入を依頼

10) セイロンの輸入の方が、輸出よりも戦争の影響を大きく受けていたのである。これは輸送船舶が戦争に徴用されたことによる。最大の輸入品目は米であつたが、この値段は急騰しつつ、セイロンの輸入の絶対額を急減したのである。ただし、1916年には Rs. 2億1,150万に回復したが、翌年から再度下降傾向を示した。1917年には Rs. 1億8,410万、1918年には Rs. 1億1,777万であつた。Report on Ceylon Blue Book, 1917, 1918; Gunasekera, *op. cit.*, p. 147, 参照。

11) Committee to Enquire into Indian Exchange and Currency 1919: Minutes of Evidence, Vol. II, Q. 2406: E. Rosling (the Ceylon Association in London) の証言、「土着のエステート所有者たちは(注一銀不足のために支払いをルピーでなくスターリング為替で受けとらざるをえなかつたために)自己の手形を買ってくれる人々を探して島内を探しまわらねばならなかつた。および、Gunasekera, *op. cit.*, p. 152, 参照。

したことがその最初の対応であった (Ceylon Hansard, 1916, p. 12; Gunasekera, *ibid.*, p. 152, より)。ルピー銀貨の委託を受けることによって植民地銀行は自らのスターリング債権で Treasury bills を取得すれば良い理屈となり、結果的には自行のスターリングをルピーに転換できることになるというのがこの措置の眼目であったことは言うまでもない。既述のようにこの操作はすでに経験済みのものであったが、今回の操作は単なる便宜上のものではなく、ルピー不足に対処する措置として質的な飛躍を遂げたところに重要な意味がある。しかし、この操作にはルピー銀貨準備が Board 内にあることを条件としていた点で解決策としてはなお不十分な点が残されていたのであった。

植民地銀行はセイロン政府による救済策の継続をなお執拗に要求し続けたことから、第2の追加的政策が打ち出されることになる。これは、植民地銀行の提示するロンドン宛スターリング手形を対価に Board が Rs. 300万の紙幣を発行するというものであった。もちろん、そのさい最終的には Treasury bills を取得することが条件となっていた (*ibid.*)。これは、1916年12月に実施されている。

しかし、言うまでもなくこの操作は Paper Currency Ordinance の第2項に抵触する怖れをもつものであった。第2項とは、発券残高に占める正貨準備が2分の1を切るかぎり、証券準備を増やすことはできないというものだったからである。この紙幣の追加供給がなされる以前の発券残高は Rs. 3,032万7,000であり、正貨準備は Rs. 1,516万5,000 とわずかに準備率が50%を割っていたのである。この状態で Rs. 450万の紙幣発行、およびそれと同額の証券準備の追加があれば、50%の制限を大幅に下まわるし、しかもこの操作が恒常的に行なわれるかぎり、もはや正貨準備率の規定はとめどなく無視され続けるおそれがあったのである。Board と植民大臣との懸念が現実の論議の対象となる必然性はこの点に存在していた (*ibid.*)。

1917年1月に、第3段階の措置が実施される。この時には、植民地銀行がロンドンに保有している金預金を対価に Rs. 600万の紙幣を発行しようとしたの

である。このこと自体は Ordinance の規定に抵触するものではなかった。条項では正貨保有をセイロンに置くべきだとの規定がなかったからである。しかし、戦時という非常事態下ではイングランド銀行が金の流出を好まず、やむなく Board 側は自己保有金としてではなく、「在ロンドン現金」(Cash held in London) という項目をつくり出すことによってこれを正貨準備と見なすという措置を採らざるをえなかった (Gunasekera, *ibid.*, p. 153, 参照)。

便宜上の措置とはいえ、上記3種の救済策を今後も繰り返さなければならない可能性の方が強い状況下では、当然 Ordinance の規定そのものが早晚修正されなければならない。とくに、第3段階の措置である 'Cash held in London' の項目の追加は、インド・ルピーかソヴリン貨以外の鑄貨を対価に紙幣発行をしてはならないという規定の明瞭な侵犯だったからである。事実、Ordinance の修正作業はこの年の2月に行なわれることになる。

修正作業の眼目は2つあった。1つはルピー銀貨の絶対的不足により日常の小口取り引き貨幣がなくなるという異常事態を打開すべく、小額紙幣の発行に踏み切る措置を採ることであった。既述のようにセイロン総督は過去一貫して小額紙幣の発行を主張してきたが、本国の大蔵省も植民省も、鑄貨を極端に選好する住民の習慣が存在するかぎり危険だとの理由でこれまた拒否してきたのである。しかし、肝心の鑄貨自体の絶対的不足という状況下では、日常生活に必要な通貨をとにかく供給せねばならず、小額紙幣の発行を本国側も許可せざるをえなかったのである。実際、試みにまず Rs. 2 紙幣を発行してみると、これは容易に流通に入ったし、しかも、その措置が Board からのルピー銀貨流出をひきおこす気配もなかった。このために、後に R. 1 紙幣の発行に踏みきるようになった。この措置により、セイロンにおいては1920年までにルピー銀貨流通は完全になくなったという (Gunasekera, *ibid.*, p. 154, 参照)。

この小額紙幣発行の最大の難点は、インドからの輸入支払手段であるルピー銀貨をどのようにして調達すればよいのか、という点にあったのだが、幸いなことに、この時期にはインド—セイロン間の取り引きも銀行間信用の定着によ

りルピー銀貨が排除されつつあった。すなわち、インドへの送金手段については、植民地銀行が自行宛の送金手形をセイロンで発行するようになっていたし、郵便為替もこの時期には導入されていた。加えて‘Coast advances’の銀行小切手による代位という慣習も定着しつつあった。これはセイロンのプランターたちが、南インドの手配師たちに前金を渡して、労働者を集めてもらう制度であったが、それすら銀行小切手による代位が可能となっていたのである。季節労働者ですら、本国への送金は郵便為替で行ない、帰国時にも銀行小切手を携えるようになりつつあった(S. S. Alagappa Chetty の証言; Gunasekera, *ibid.*, p. 135 より)。Chettiers 自身も自らの‘Chetty drafts’あるいは‘hundis’の発行に積極的になりつつあった。このように、すでにインドーセイロン間の取引にも銀行信用が介在するようになっていた段階で、小額紙幣の発行が実現すれば、しかも鑄貨の絶対的な不足という条件のもとでは、セイロンの幣制は一挙に完全な紙幣制度の確立という次元に飛躍しえたのも当然のことであつたらう¹²⁾。

ルピー鑄貨の絶対的な不足があるからこそ小額紙幣の発行に踏み切ったのだが、この小額紙幣の発行がまたルピー銀貨の払底に拍車をかける、という相乗作用をもつようになると、ルピー銀貨とソヴリン金貨対価にのみ紙幣を発行する、という条件の下にある幣制は、もはや根本的に成立しえなくなる。ソヴリン金貨の提示自体にも上限が課せられており、基本的にはルピー銀貨を提示しなければ紙幣発行ができないのに、もはやルピー銀貨は流通界に存在せず、銀行自身もインド政府の政策のあおりをくって銀貨もち込みが困難だったからである。

したがって、Ordinance 修正の第2の眼目は銀行がロンドンに保有するス

12) インドでも銀節約のために1917年12月に R. 1 紙幣, 1918年1月に Rs. 2.5 紙幣を発行した。最初これら紙幣は15~19%もディスカウントされていたが、日常取引用のルピー銀貨そのものが払底している状況下では、このディスカウントも1919年には消失していた。しかし、銀不足の解消とともにインド政府は1926年1月にこの新紙幣を廃止してしまい、再度ルピー銀貨と10ルピー紙幣が流通することになる。ジャタル、ベリ、前掲書, 147, 150 ページ, 参照。および Das Gupta, *Paper Currency in India*, 1927, p. 109, 参照。

ターリング預金を対価に紙幣発行が可能となるように変えることであった。実際、1917年6月には紙幣の新規発行は一挙に Rs. 305万へと急増したのであるが(図4・2、参照)、うち、Rs. 185万336がスターリング預金を対価としたもので(これは正貨準備に含められる)、ルピー銀貨の補充は Rs. 5万にとどまったのである。残りの準備 Rs. 115万はインド証券であるが、これとて、銀行の保有するスターリングを対価として紙幣を発行したあと、そのスターリングでインド証券を取得したと思える(Gunasekera, *ibid.*, p. 154, 参照)。厳密な意味における正貨(ルピー銀貨とソヴリン金貨)はもはや準備中のわずかな部分しか占めなかったことは明らかだろう。正貨準備率は‘Cash held in London’を含めてやっと3分の1以上になったにすぎなかったからである。

スターリングが替本位制の重要な機能はこの1917年6月に成立した、とわれわれは見なしてもよい。ただ、スターリングが替本位制の資格を厳密に考えて、スターリングが替を対価に通貨を供給し、また逆にスターリングが替によって通貨を回収するという両面のシステムを具備することを条件とすれば、今回の措置は、前者のみを実現させる一方的なものではなく、スターリング本位制が完全に制度的に確立した、とは言えないであろう。しかし、一方の重要な機能は少なくともこの1917年6月時点で成立したのである。1916年6月の Rs. 2,700万から1917年6月の Rs. 4,120万へと通貨流通高が急増した背景には(図4・2、参照)、少なくともこの‘Cash held in London’という項目の創設があったことをわれわれは軽視するわけにはいかないであろう。

にもかかわらず、依然としてセイロンの通貨不足の状態は解消されなかった。1916-17年にかけての通貨の急増にもかかわらず通貨不足が解消したわけではないことは、それ以前の通貨不足がいかに深刻なものであったかを逆照射するものであるが、植民地銀行は依然として輸出手形の買い取り資金の不足に悩んでいた(Gunasekera, *ibid.*, p. 152)。手形買い取り代金として、輸出業者にセイロン通貨が完全に手渡されたわけではなく、一部はスターリング・クレジットで渡されていたのである。このため、輸出業者は充分のセイロン通貨を入手

できず、政府の配慮によって輸出税をこのスターリング信用で払っていた。プランターの輸出手形の売却代金のうちセイロン通貨で受けとる額は、やっと牛産コストに達する程度のものであったという (Report on Ceylon Blue Book, 1917; Gunasekera, *ibid.*, p. 155, より)。残りの分として手渡されたスターリング・クレジットは、イギリス人の場合は利潤の本国送金手段として被害は比較的軽かったであろうが (しかしこれでも本国からの資本輸出の制限要因となる)、土着プランターの場合には、クレジットをセイロン通貨に換金してくれる機関を探しまわらねばならなかった (注11, 参照)。

1つはルピー相場の上昇からくるスターリング債権保有の為替リスクを避けるため、1つはそもそもインド省手形の発売が制限されることからくるルピー資金不足のために、植民地銀行のスターリング建て輸出手形の買い取り意欲はともすれば減退していた。これはセイロンばかりではなく、インドにおいても同様であった。このために、インド大臣は植民地銀行の輸出手形買い取り意欲を刺激すべく「手形買い越し保証」(overbuying guarantee)を供与したが大した効果を挙げることはできなかった (Report of Committee 1919, *ibid.*, para. 21)。

深刻なのは輸出のみではなかった。輸入もまた大きな打撃を受けていたのである。そもそも、セイロンの輸入のほとんどは the Bank of Madras の発行する自行の本店宛手形を輸入業者が買うことによって成立するようになっていた。the Bank of Madras は植民地銀行がインドで保有するルピー債権を対価として、この発行 (スターリング→ルピー→セイロン紙幣への転換機能) に応じうるはずであった。肝心の植民地銀行がインドでルピー債権を保有できなくなれば、この操作による輸入もまた行き詰まるのも当然のことになる。輸出金融は輸入手形によるカバーを必要とし、後者はまたインドにおけるルピー・クレジットの量に依存する。このようにして、セイロンの輸出と輸入は両者ともにルピー・クレジットの共通項のもとに緊密に結びついていたのである。

事実、1917年半ばには輸入は極端に減少している (注10, 参照)。

この時点以後、セイロン政府とインド政府の貿易救済策、したがってまた植民地銀行救済策が急ピッチで進行する。まずその第1段階はセイロンの Board の保有するソヴリン貨を the Bank of Madras に貸与し、それを担保として相当分の銀行手形発行を命じたことである (Gunasekera, *ibid.*, p. 156, 参照)。

さらに1917年8月1日、セイロン政府とインド政府との間に取り決めができて、インド政府が向こう6か月間にわたり毎週 Rs. 100万がセイロン政府に貸与されることになった。このクレジットには、Principal Collector of Customs の許可する食糧およびその他のインドからの輸入品支払い資金にのみ使用できるという条件がつき、クレジットの返済は、ルビー不足の状況を鑑みて、ルビー銀貨による支払い分は毎週 Rs. 20万のみでよく、残りの Rs. 80万はロンドンのインド大臣の勘定にスターリングで払えばよい、という好条件であった。しかし、1917年の9月になってみると、このクレジットの使用のされ方が予期していたほど大きくなかったので、イギリス政府による南インドの茶購入に転用され、コロンボの the Treasury Chest Officer がそれを代行する、という具合の悪いことになった。そのため、このクレジットがセイロン側の輸入代金として費消し尽さないかぎり、新規のクレジット供与は中断されることになる。1918年2月にこのインドにおけるクレジット勘定が小さくなったので、この操作は再開されたが、1918年4月にはクレジット供与の総額は Rs. 770万に達したという。この時点でこのクレジットは停止された¹³⁾。

救済措置はこれにとどまらなかった。本国の食糧庁がセイロンの茶の購入をセイロン政府に依頼してきたからである。その手段として1918年2月にインド大臣は総額 Rs. 400万のインド省手形を毎週特別に植民地銀行に割り当て、食糧庁に代って、ビルマとセイロンから米と茶とを買い付けさせた。もちろんこれは植民地銀行にルビーを供給してやって、輸出手形の買い取り意欲を刺激する措置でもあった。しかし、この多額の資金もたちまち費消してしまい、セイ

13) W. F. Spalding, *Eastern Exchange, Currency and Finance*, 6th ed., 1924, pp. 129-30, に Principal Collector of Customs による食糧輸入クレジット供与の事例が詳しく述べられている。

ロン政府は追加的な救済策を本国に要請することになる。その内容はとくにセイロン政府に対してインド省手形を貸し付け、銀貨不足の度合いに比例して各植民地銀行にその調達銀貨を割り当てる権限をセイロン政府に与えよというものであった。これも直ちに本国の同意するところとなり、毎週電信為替の形でインドで支払うルピー資金をセイロン政府に貸し付け、返済は the Crown Agents for the Colonies がロンドンにあるセイロン政府勘定から行なうことになった。1918年4月26日から5月10日までの計3回、毎週 Rs. 130万ずつ貸し付けられ、その後9月まで中断されて、また3回割り当てられている。

この茶の輸出金融に加えて、軍需省の要請でココナツ油に対する融資も行なわれた。これは、セイロン政府が直接輸出業者に対して行なうルピー融資であり、Rs. 680万が費消されている。この Rs. 680万も本国からの貸し付けによるものであったが、毎週 Rs. 20万ずつ Rs. 680万に達するまでマドラスにあるセイロン政府勘定に本国から振り込まれたものである。

以上のいくつかの措置はすべてインド省手形を特別枠でセイロン政府に割り当てる本国側の配慮を前提にしたものであったが、植民地銀行がインドで十分な資金をもつようになったとの判断のもとに、インド省手形の特別割り当てを1918年9月27日以降停止する、との通告をインド大臣はセイロン政府に対して行なった。とは言え、なお Rs. 130万ずつの特別割り当ての毎月計3回の追加がそのさい承認されている。しかし、1918年10月19日にルピー相場の急下落を理由に、この追加割り当ての承認もキャンセルされている¹⁴⁾。

少なくとも上記のいくつかの措置は、戦時下の異常な状況で採られたものであったとは言え、セイロンの幣制、およびセイロンの輸出経済の安全性は、こ

14) Gunasekera, *op. cit.*, p. 157, 参照。少なくとも第1次世界大戦、および戦争直後はインド、セイロンの貿易、なかんずく戦略商品、および製造製品の貿易を飛躍的に発展させた。この圧力的な出超からくる、大量の紙幣の増発、およびその対応策として出てきたインド省手形の削減政策から生じた輸出金融の逼迫がなければ、インドの輸出貿易はさらに一段と増加したはずであった。製造品輸出比率は1913-4年の22.4%から1918-9年の36.6%に伸びたことからこの間にかなりの民族資本の成長があったことを読みとれるだろう。S. G. Panandikar, *The Economic Consequences of War*, 1936, pp. 44-5, 参照。

れまでのようにただ植民地銀行の貿易金融にまかせておけばよい、との本国およびセイロン政府の認識を大きく転換させるのに十分な契機を与えたのである。

インド省手形の政策的割り当て、ロンドンにあるセイロン政府勘定の利用、イングランド銀行の金流出防止策からくるスターリング債権の積み立て、スターリング為替を対価とする債券、セイロン政府による植民地銀行への資金貸与、これら一連のできごとが戦時中に集中的に生じ、セイロンを含めたアジアの幣制は、スターリング為替本位制の確立に大きく歩を進め、本国政府はこれまでの逃げ腰の態度を転換して積極的にアジアの幣制改革に参画しなければならない土壌をつくり出したのである。ときまさに、諸列強の金融的覇権争いが本格化しはじめた大戦間に突入する寸前であった¹⁵⁾。

おわりに

金為替本位制は確かに宗主国によって従属的性格を刻印された植民地型幣制である。植民地の国内通貨を拡大させる方が植民地の土着資本の手にあるわけではなく（国内商業手形を植民地銀行がほとんど買い入れなかったことによる）¹⁶⁾、宗主国資本の国内流入（それはスターリングをルピーに転換すること

- 15) 次稿の課題ではあるが、ここで論理の脈絡整備の一助として結論先取的に述べておくが、大戦後の異常な輸出ブームのあとに、1920年代後半より貿易の大幅入超が突如やってきた。これは製造品に比して農産物原料の大暴落のあったこと、および金本位制離脱後のイギリスによるインドからの大量の金吸収政策の帰結であるが、この事態はセイロンにおいても同様に生じた。この期になると、既発行の大量の紙幣が通貨局に回流するようになる。が、対価として提供すべきルピー銀貨は通貨局内にほとんどなかったのである。この局面の打開は、スターリング為替対価の紙幣回収政策によって図られるが、ここに為替本位制が完全に姿を現わすことになったのである。*Review of the Trade of India, 1936-7*, 参照。およびジャタール & ベリ『印度の貿易と国際収支』、東亜研究所、1941年 (*Indian Economics, vol. 2, chap. 6* の訳)、33-4ページ、参照。
- 16) 両大戦間期には多くの従属地域で土着資本家が成長するようになるが、彼らの成長とともに外国貿易金融のみを扱うにすぎないイギリス系植民地銀行に対する批判がそれぞれの地で強くなっていく。セイロンでも既存の金融機構で新しい要素の成長に応じることができるとかの検討委員会がつくられた。著名なインドの銀行家 Sir Sorabji Pochkhanawala を議長とする Ceylon Banking Commission 1934、がそれである。この委員会が集めた証言者の多くは、既存の金融機関がヨーロッパ系企業とそうでないものとの間に極端な差別待遇を行っていると訴えていた。しかも後者は Shroff という一種のエージェントの間接的支配下にあり、銀行との直接取り引きができず、あまつさえ、ローマ・オランダ法下にある複雑なセイロンの土地制度という悪条件から土地を抵当とする融資すら開かれていなかった。結局、委員会は国内商業手形買い取

であった)を容易にするものでしかなかったからである。現地通貨供給が地金を対価としてのみ可能であった19世紀的幣制のもとでは、たとえ宗主国資本の植民地への流入意欲が大きくても、地金を調達できぬかぎり、資本輸出能力とは地金調達能力のことになってしまうからである。銀価急騰によるルピー銀貨の鑄造し、流通界からの払底という危機的状況が、かえって現地貨幣制度の地金呪縛からの解放を促し、為替対価の通貨供給システムを生成させるという幸運を宗主国側にもたらし、資本輸出がきわめてスムーズに進行することになったのである。

銀価下落は、少なくとも西欧の銀過剰をインドで吸収するという側面がもたらすメリットを否定するものであった。銀価下落を阻止しないかぎり、インド、セイロンにおける生産の組織化を促すイギリス資本の流入が阻害されたからである。イギリスの投資家は価値下落を続けるルピー債権をもちたがらず、貿易金融を担う植民地銀行もまた自己のスターリング建て負債を銀貨に転換する為替リスクを忌避して、インド、セイロンにおける輸出手形の買い取り意欲を減退させていたのである。ロンドン金融市場との結びつきを強化することによってでしか、インド、セイロンにおける資本活動の十分な展開は保証されない、という状況のもとでは、いずれの方向であれ、ルピー為替が激動する事態は、阻止すべき必須の局面であったと見なせよう。

この阻止政策はルピー銀貨の本拠地ではなく、その通貨圏に属する周辺の小輸出経済地に深刻な影響を与えることになった。ルピー銀貨の人為的削減措置が植民地銀行の銀貨調達を困難にし、貿易金融供与力の極端な低下が生じてしまったからである。次第に減少しつつあった銀貨の割り当て政策がこの事態打開のために採用されたが、このことが Currency Ordinance に定められた鑄貨主義をなし崩し的に破るきっかけとなったことにわれわれは注意を集中して

り、および長期金融を供与しうる土着銀行の設立を提起することになった。Ceylon Banking Commission Report: Vol. II, p. 58, Memorandum of Ceylon Chamber of Commerce, Vol. I, para. 279, 参照。

おくべきであろう。たとえ戦争という異常事態下に発生した緊急・避難的なものであったとはいえ、頑固な鑄貨主義のほころびこそが、地域的通貨圏の論理＝地金の呪縛の重苦しさが漸く解消に向かうことになったことの（案に100年ぶりに）証左と見なせるからである。

地金の呪縛からの解放を決定的にしたものはルピー銀貨の市場からの完全な払底であった。第1次世界大戦時の宗主国による戦費撒布がその主たる要因であるが、過去とは一転して高騰し続ける銀価はルピー銀貨の地金価値が名目価値を上廻る事態を招き、ルピー銀貨は相継いで鑄潰され、急速に市場から姿を消すことになった。ここに至って、鑄貨主義の基礎（とにかく鑄貨を準備とすること）は根底から崩れてしまったのである。

第1次大戦後にいわゆる金為替本位制が後進的経済の一般的な幣制になったのは世界大戦を契機とする後進的経済の急激な拡大に通貨供給が旧来の体制遵守では追いつけなかったからである。銀価下落→その阻止政策の展開→銀価の急激な反騰という局面のめまぐるしい変化の過程で銀貨が姿を消し、深刻な貨幣的空白という事態に宗主国が直面したこと、この打開策が地金主義を排棄してしまったこと、この点に後進的地域の為替本位制の成立の必然性は求められるべきであろう。

為替本位制の導入によって、宗主国は他の一切の外的要因を顧慮することなく（国際収支、地金調達能力等の）、自己の過剰資本をスムーズに現地に投下することを可能としたのである。先進国資本による後進的地域の開発は、この為替本位制の導入によって歴史上はじめて本格的になされるようになった、とも見なしてもよいであろう。

しかし、宗主国通貨を対価として現地通貨を発行するというこの為替本位制は、宗主国資本の現地活動をきわめて容易にした反面で、宗主国通貨の世界通貨という性格そのものを危機に陥れるものであった点をわれわれは看過してはならないだろう。膨大な量に拡大してしまった現地通貨の回収を何で行なうのかという新しい問題が生じてしまったからである。後進的地域が宗主国通貨建

て債権を進んでもとうとするかぎり、宗主国為替による通貨回収は可能であるが、一定程度を超えた回収は、たとえばスターリング残高の膨大な累積という危機を創り出してしまうからである。この危機は1930年代から生じ、第2次世界大戦後にはスターリングを世界通貨の地位から引きずりおろすという結果をもたらしたのである。われわれの課題はしたがって、次稿で為替本位制のもつ宗主国経済の空洞化要因を検討することにある。

(完)

(追記) 本稿(上)(中)(下)は昭和54年度文部省科研費(総合A)による共同研究(代表、小野一一郎京大経済学部教授)の成果の一部である。